

<p>① 会場：豊後高田土木</p>
<p>質問内容：</p> <p>資料（総合評価－10）上段『③過大な技術提案等の理由により評価しない技術提案の公表』について「※採用しない技術提案（共通）」に「(5) 過度なコスト負担を要する提案等と判断させるもの」とあるが、「過度なコスト」の具体的な基準はあるのか。あれば教えていただきたい。</p>
<p>回答：</p> <p>過大提案として評価されない技術提案とは、「過度なコスト負担を要する提案」又は「要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する提案」と判断させる提案です。具体の基準ではなく、「過大な技術提案等の理由により評価しない技術提案事例」に具体の過大提案を明記しています。</p>
<p>② 会場：日田土木</p>
<p>質問内容：</p> <p>低入札価格調査基準価格を下回った応札時に、事情聴取のための資料を期限までに出さない場合、指名停止等のペナルティーはあるのか。</p> <p>また、低入札価格調査基準価格を下回った際事情聴取のための資料を出さない旨申し出ることはできるのか。</p>
<p>回答：</p> <p>低入札価格調査対象者は、「低入札価格調査の実施の通知」の後、3日以内に低入札価格調査に関する書類を提出していただきます。3日以内に書類の提出がない場合は、契約締結の意思がないものと判断し失格とします。</p> <p>失格の場合は、指名停止等のペナルティーはございませんが、適正な施工が可能な価格での応札をお願いします。</p> <p>なお、大分県では低入札価格調査に関する書類の提出を行わない旨を申し出る制度はありません。</p>
<p>③ 会場：佐伯土木事務所</p>
<p>質問内容：</p> <p>発注工事により、CPDで評価対象となる協議会が選択されると思うが、発注工種が電気工事（特にトンネル照明設備の場合について伺いたい。）となった場合の「CPD（継続教育）の取組で評価対象とする協議会」は一般的にどれに当てはまるのか。</p>
<p>回答：</p> <p>大分県では、土木系工事においては、「全国土木施工管理技士会連合会」「土木学会」「日本技術士会」、建築系工事においては、「日本建築士連合会」の継続教育(CPD)の取組を総合評価落札方式の評価項目に設定しています。</p> <p>なお、トンネル照明設備工事の場合は、土木系工事と考えられます。</p> <p>入札公告文には、対象となる継続教育(CPD)を具体的に記載していますので確認していただきますようお願いいたします。</p>

④ 会場：大分県庁
質問内容： 「過大な技術提案等の理由により評価しない技術提案事例」について、各課題に対して評価しない提案項目を記載している。「課題分類」と「評価しない項目」が一致しない場合においても評価しないことになるのか。
回答： 「過大な技術提案等の理由により評価しない技術提案事例」には、課題分類ごとに評価しない技術提案を整理していますが、評価しない項目に記載がある提案はどのような課題であっても基本的に評価しません。

⑤ 会場：大分県庁
質問内容： 「施工計画に関する技術的所見」(技術資料様式 2)に提案費用(概算額)を記載する項目があるが、提案費用が高額の場合、過大提案として評価されないのか。
回答： 提案費用（概算額）の額の大小によって、過大提案の判定は行いません。 なお、未記載の場合具体性なしと判断し評価しないこととなります。

⑥ 会場：大分県庁
質問内容： 「技術提案重視型」を 4 工種「PC 橋梁上部、鋼橋上部、堰（鋼構造物）、電気通信」に現在適用しているが、今後他の工種へ適用する予定はあるのか。
回答： 現時点では他の工種へ適用する予定はありません。